

平成15年6月3日

総合規制改革会議御中

厚生労働省

資料等提出依頼について（回答）

平成15年5月30日付け標記御依頼につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1. 特例販売業の数の内訳

- 1 「医薬品の販売をしている特例販売業の数」について

都道府県等からの回答によれば、平成14年度末時点で特例販売業の数は全国で9,894である。これらの店舗が、都道府県等により指定を受けた医薬品（医療用ガス等特殊な品目の医薬品を含む。）を取扱うことができる。

このうち、薬局・薬店が周辺にない場合又は容易に薬局等を利用し難い特殊な場合として許可を受けたものの数は4,754であり、医療用ガス等の特殊な品目のみを販売する店舗として許可を受けたものの数は5,140である。

なお、平成13年度末時点での特例販売業の数（9,947）の内訳は把握していない。

- 2 「東京都、東京都の各市区町村毎の内訳」について

東京都の各特別区及び特別区以外の地域の特例販売業の数の内訳は別添のとおりである。

東京都の市町村毎の内訳については把握していない。

「医療材料、医療機器などの販売をしている（医薬品を取り扱わない）特例販売業の数」について

特例販売業は、許可を受けて行う医薬品の販売業の一形態であり、医療用具の販売業については、一部の医療用具に関し、届出制となっているものの、医薬品と同趣旨での特例販売業の許可という制度はない。

なお、特例販売業の許可を受けた店舗であって医療用具を取扱うものの数は把握していない。

2. 「1店あたりの取り扱っている品目数（平均値）」について

東京都特別区の特例販売業のうち、「薬局・薬店が周辺にない場合又は容易に薬局等を利用し難い特殊な場合として許可を受けたもの」において取扱っている医薬品の品目数の平均値は、約3.8品目である。

それ以外の地域の特例販売業における取扱い品目数の平均値は把握していない。

(別添)

東京都各特別区及び23区以外における
特例販売業の実態について(平成14年度末)

	合計	内訳	
		医療用ガス等の特 殊な品目のみを販 売する店舗	薬局・薬店が周辺にな い場合又は容易に薬 局等を利用し難い特殊 な場合
千代田区	14	12	2
中央区	8	8	0
港区	25	14	11
新宿区	9	8	1
文京区	74	73	1
台東区	15	15	0
墨田区	7	6	1
江東区	29	29	0
品川区	12	12	0
目黒区	0	0	0
大田区	20	19	1
世田谷区	9	9	0
渋谷区	7	7	0
中野区	2	2	0
杉並区	6	6	0
豊島区	6	6	0
北区	7	7	0
荒川区	3	3	0
板橋区	21	21	0
練馬区	14	14	0
足立区	11	11	0
葛飾区	10	10	0
江戸川区	17	17	0
小計	326	309	17
23区以外	103	43	60
合計	429	352	77